

令和7年度糸満市市民提案型まちづくり事業補助金

募集要項



糸満市
Itoman City

1、目的

糸満市を良くしたい市民団体が、糸満市の地域課題について取り組み、自分たちの思いを企画実施するまちづくり事業等で、課題解決に繋がる提案に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することを目的とします。

2、補助対象団体

- (1) 活動の場が糸満市内にあること
- (2) 事業メンバー3人以上で、メンバーの過半数が市内に在住、在勤、在学であること
- (3) 団体として規則等が定められていること
- (4) 団体として代表者及び役員が定められていること
例：会長（代表）、副会長（副代表）、会計、事務（連絡担当）
- (5) 学生提案型の事業については、メンバーの中に少なくとも市内在住、在勤、在学の成人の方を責任者に入れて事業をすること

※いずれかに該当する団体は、補助対象団体といたしません。

- ・政治、宗教又は営利を目的とした団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）の統制下にある団体
- ・設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体
- ・過去2回、本補助金に採択された団体（※協働事業型はその限りではない）

3、補助対象事業

市民団体等が住みよい地域社会実現のために、糸満市全域を対象とした、地域の活性化や地域の課題解決を目的として、糸満市内で実施し、自主的に取り組むまちづくり事業等に補助します。

- (1) これから活動を始めようとするまちづくり事業

(2) これまで行っているまちづくり事業を広げたり、ステップアップさせるまちづくり事業

(3) その他市長が認める提案事業

(事業例)

- ・保健、医療又は福祉の増進・社会教育の推進・まちづくりの推進・観光の振興
- ・農山漁村又は中山間地域の振興・学術、文化、芸術又はスポーツの振興・環境の保全
- ・災害救援・地域安全・人権の擁護又は平和の推進・国際協力の活動・消費者の保護
- ・男女共同参画社会の形成の促進・子どもの健全育成・情報化社会の発展
- 科学技術の振興 ・経済活動の活性化・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援

※次の条件のいずれかに該当するものは補助対象にはなりません。

- ・本市またはその他の団体等から別に補助金等の財政的支援、または委託を受けて行う事業。（採択後にその他から補助金等を受ける場合は、辞退届を提出すること）
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・地区住民の交流会、その他の親睦会的な事業（自治会活動等）
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

4、補助総額：100万円

5、区分、補助金申請額及び交付団体数

以下の区分については交付団体数及び審査内容に応じて、各区分へ振替えを行う場合がございます。

区分	補助金申請額	交付団体
自由提案型（これから始める事業）	10万円	3団体

<p>自由提案型（これまで行っているまちづくり事業などのステップアップさせるまちづくり事業）</p>	<p>20万円</p>	<p>2団体</p>
<p>協働事業型（テーマにおける課題について、糸満市と協働で行う提案型事業）</p>	<p>10万円</p>	<p>2団体</p>
<p>学生提案型（小学生～大学生） （糸満市内学校に通う学生や、糸満市民で市外の学校に通う学生の提案するまちづくり事業）</p>	<p>5万円</p>	<p>2団体</p>

6、補助対象となる費用及び補助対象とならない費用

補助対象となる費用

費用	説明
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイト等含む）の人件費 沖縄県の時給相場を参考にする。 ※団体構成員に対するものは除きます
謝礼金	講師、専門家、出演者等への報償・謝礼金 ※団体構成員に対するものは除く 【謝礼金上限額】 別表第1参照
旅費交通費	本市への招聘旅費等 ※航空チケット、宿泊料 バス、タクシー等の公共交通機関の利用にかかる運賃
消耗品費	材料・燃料等、消耗品の購入費 ※商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費は除く
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、印刷にかかる費用
通信運搬費	事業実施に必要な切手・はがきの購入代金
委託費	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料	イベント会場等の使用料
賃借料	機械類の賃借（レンタル）料
保険料	保険料等 ※火災、地震等の家屋にかかるものは除く
食糧費	講演会、研修会、活動等当日の講師、スタッフのお茶・弁当代等に係る必要最小限の経費（1人あたり飲食代1,000円以内） ※通常の飲食費は参加者の自己負担が原則。事業内容との関連については審査が必要。
その他	事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

※ 各科目の経費計上について検討の際は、糸満市内の活性化を目的として、糸満市内の事業者を積極的にご活用ください。

補助対象とならない費用

費用	説明
光熱水費	事務所の光熱水費など、団体の経常的な運営にかかる経費
備品購入費	事業のために必要な備品
その他	<ul style="list-style-type: none">・領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費・事業実施に直接かかわらない経費・社会通念上適切でない経費・市長が必要と認めない経費

7、補助対象事業に対する申請

補助金の交付を受けようとする市民団体は、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書（様式第1号）
- (2) 市民提案型まちづくり事業提案書（別紙1）
- (3) 事業収支予算書（別紙2）
- (4) その他補助金の交付に関し参考となる書類等
 - ・構成員名簿（または準ずる名簿）
 - ・会則及び規則
 - ・最新の決算報告（既存団体の場合）

8、申請期間

令和7年4月15日（火曜日）から5月16日（金曜日）

学生提案型のみ 令和7年4月15日（火曜日）から5月28日（水）

9、書類の入手方法

- (1) 糸満市市民活動支援センター まちテラスで受け取り
(国民の休日を除く平日午前9時から午後6時まで)
- (2) 糸満市市民活動支援センター まちテラス・ホームページ
「令和7年度糸満市市民提案型まちづくり事業補助金」からダウンロード
<https://www.machiterrace.com/machi2023/>
- (3) 糸満市ホームページ
「市民活動」ページからダウンロード <http://www.city.itoman.lg.jp/>

10、書類の提出方法

糸満市市民活動支援センターまちテラスまで持参または郵送で提出してください。

※持参または郵送の際には事前の電話連絡をお願い致します。

11、審査

申請された事業について審査するため、糸満市市民提案型まちづくり事業審査委員会を設置し、市職員、有識者、その他市長が必要と認める者の委員5人以内で組織します。

1次審査：書類審査

2次審査：プレゼンテーション審査会

12、審査のポイント

以下に基づき審査を行います

(1) 公益性	不特定多数の市民の利益やサービスの向上につながる事業であるか
(2) 先駆性	課題解決に向けて、発想や手法などが他に先駆けているか
(3) 波及効果	地域の人を巻き込み、他の団体や地域で取り組める内容であるか
(4) 実現継続性	具体的かつ実現可能で継続、発展の可能性がある事業であるか

(5) 団体の適正性	適正な予算の積算で事業を遂行出来る実績や体制であるか
------------	----------------------------

※協働事業型は上記に合わせて「協働性」に関しても審査されます。

13、プレゼンテーション審査会

(1) 日程

・令和7年6月7日（土曜日）

※書類審査が終わり次第、審査時間をご連絡します。

(2) 会場

糸満市役所3階3-c会議室

(3) 審査方法

1団体あたり所定時間：17分

・申請団体による事業説明（プレゼンテーション）7分

・質疑応答 10分

※プレゼンテーションは、団体から1名から2名の参加をお願いします。

14、審査結果の報告、決定等

審査委員会は審査し、その結果を市長に報告し、決定後、すべての申請団体に書面にて通知いたします。

(1) 交付	市民提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号） ※交付決定通知書の日付より事業開始となります。
(2) 不交付	市民提案型まちづくり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）

15、選考結果の公表

選考結果は、糸満市ホームページ、市民活動支援センター広報誌「MachiTerra」で公表いたします。

1 6、交付決定通知後のスケジュール

- (1) 団体名義の口座開設（ゆうちょ銀行を除く金融機関）
- (2) 市民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書（様式第4号）の提出

※概算交付を請求する団体のみ、事業開始前に提出。交付決定額の10分の9を上限。

- (3) 市長への表敬訪問
- (4) 成果報告会への参加

1 7、活動状況の情報発信

事業期間中の活動状況について、団体のホームページやSNS等での積極的な情報発信をお願いします。また、センター広報誌「MachiTerra」にてご紹介致します。

※情報発信ツールがない場合は、レクチャーいたします。

1 8、事業の変更・中止・廃止に伴う手続き

補助事業実施団体は、下記のいずれかに該当する場合は「市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書」（様式第5号）を提出し、承認を受けなければなりません。

- (1) 補助事業に要する経費配分の変更
- (2) 補助事業の内容を変更
- (3) 補助事業を中止、又は廃止

1 9、報告書等の提出

補助事業実施団体は、補助対象事業が終了したときは、**令和8年2月27日（金曜日）**までに、市民提案型まちづくり事業補助金対象事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければなりません。

- (1) 市民提案型まちづくり事業活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 支払い領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
- (4) 事業で作成したチラシやパンフレット、成果物等

スケジュール

年月	内容
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付 <u>※4月15日（火）から5月16日（金）</u> 学生提案型のみ<u>5月28日（水）</u>まで ・申請に関する個別相談（要予約）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション審査会 <u>6月7日（土）</u>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知（通知の日から事業開始となります） ・概算払い交付に関する個別説明（概算払い希望団体のみ） ・市長表敬訪問 ・事業実施 ・活動状況の情報発信
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
令和8年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・活動状況の情報発信 ・実績報告書の提出 <u>※締切：令和8年2月27日（金）</u>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付請求及び交付

別表第1 助成対象経費支払上限額

(1) 謝礼金上限額

区分		金額（時給）
県内	大学教授、医師、弁護士、公認会計士	6,000円
	大学准教授、市町村長、国・自治体の管理職 企業・団体の役員	5,000円
	その他	4,000円
県外	大学教授、医師、弁護士、公認会計士	8,000円
	大学准教授、市町村長、国・自治体の管理職 企業・団体の役員	7,000円
	その他	4,000円
【備考】 ・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に糸満市と調整することとし、執行にあたっては、糸満市の承認を得ること。		

(2) 旅費交通費

旅費については、合理的かつ経済的な経路による実費相当額が対象となります。（高額な宿泊費等については、減額することがあります。）

【お問い合わせ先】

糸満市市民活動支援センター まちテラス

〒901-0361 糸満市字糸満989番地の83 糸満市場いとまーるE-1

電話：098-851-8002

（祝日を除く平日 午前9時から午後6時まで）

Eメールアドレス info@machiterrace.com